

組織名 農林水産省 近畿農政局

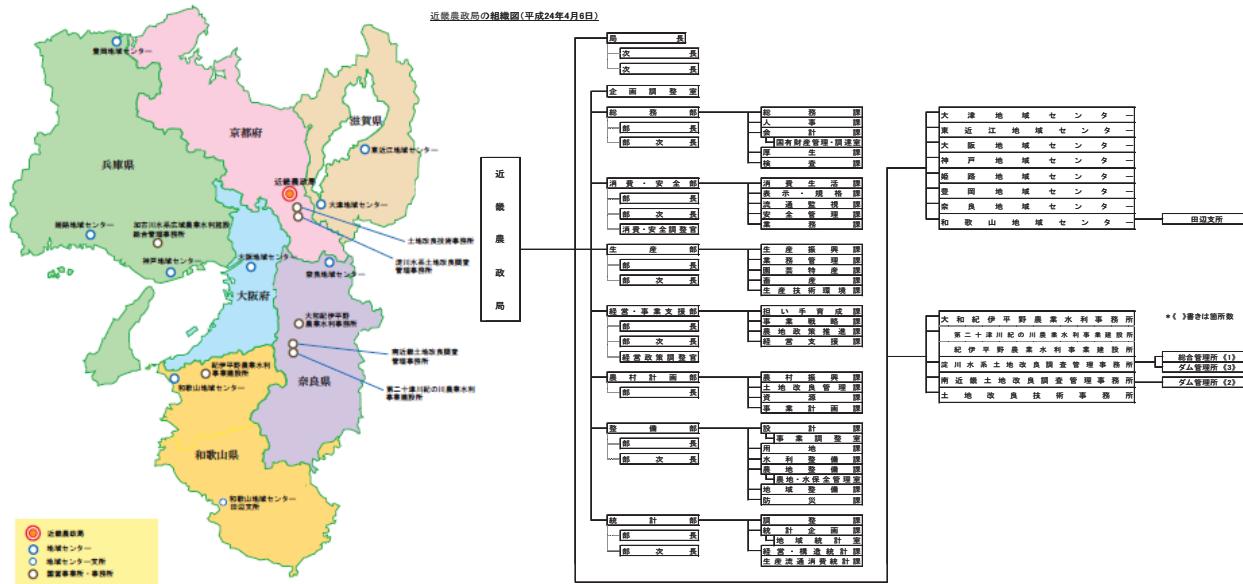
組織情報

所在地 (代表組織)	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
サイトアドレス	http://www.maff.go.jp/kinki/
連絡先	電話 075-414-9037 FAX 075-414-9060

組織概要

管轄・組織体制など

・近畿農政局は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を管轄しています。



所掌事務・担当業務

企画調整室

■農政局が所掌する各種施策に関する企画・総合調整、管内の農業情勢の取りまとめ、広報・報道活動、食料・農業・農村基本計画の推進等の事務を行っています。

総務部

■公文書の管理、職員の人事・給与・福利厚生、一般会計・特別会計の経理、国有財産の管理、農業協同組合等の検査等の事務を行っています。

消費・安全部

■消費者行政、食育の推進、JAS法に基づく食品表示の監視、米穀の流通監視、農薬・肥料・飼料等の使用の適正化、牛肉のトレーサビリティ等の事務を行っています。

生産部

■農畜産物の生産振興等に関する各種指導・助成、米の需給調整、政府米の売買・管理、各種生産技術対策や環境保全型農業の推進、農作物の被害・鳥獣害の防止対策等の事務を行っています。

経営・事業支援部

■経営所得安定対策を始めとする農業経営の改善・安定、農山漁村の6次産業化や農商工連携の推進、食品産業の育成・振興、農地施策の推進、新規就農の促進や女性・高齢者の活動促進等の事務を行っています。

農村計画部

■農業農村振興地域計画の作成指導、農地転用許可、農山漁村の活性化対策、農業農村整備事業の調査・計画、農業水利の調整、土地改良区の指導・監督等の事務を行っています。

整備部

■土地改良事業等の工事設計・設計審査・指導監督、補助事業等に関する事業採択・指導・助言・予算の調整、土地改良事業等の用に供する土地等の買収・補償に関する事務を行っています。

統計部

■農林水産行政推進に必要な農林水産業及び農林漁家に関する統計調査の実施と取りまとめ、その結果についての公表・報告書の作成、情報化の推進等の事務を行っています。

地域センター

■経営所得得補償制度等の農業経営の安定や農山漁村の6次産業化、食の安全・安心確保等の業務を行います。

国営事業所・事務所

■農業用のダムや用排水路の整備、機能回復、災害の未然防止等により農業生産の維持、農業経営の安定を図るため、国が行う工事の設計・積算、現場での監督、工事に伴う用地の取得や補償などの業務を行っています。

また、技術基準の作成、指導・助言及び技術情報の提供などを行っている土地改良技術事務所と、国が行う事業に関しての調査、計画及び管理などを行っている土地改良調査管理事務所があります。

防災に関する取組など

災害時における近畿農政局の役割

- ①応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援の提供
- ②農地・農業用施設(ダム、頭首工、農道等)の被害状況調査、復旧事業
- ③農業関連施設(共同利用施設)の被害状況調査、復旧事業
- ④金融機関への指導要請
- ⑤その他(農作物被害応急調査等)

東日本大震災における農政局の主な取組みの事例

食料支援

- ・農林水産省は200社を超える食品メーカー等の協力の下、食料2,584万食、育児用調製粉乳5.3万缶、飲料762万本を調達し、農政局では情報収集・運搬等について支援。
(延べ職員2,306人、官用車671台(2011年5月末現在))



農地・農業用施設の復旧・復興

- ・排水機場の機能停止に伴い、全国の農政局から応急用ポンプ103台を取り寄せ津波被災後の湛水回復や排水対策に活用。
- ・農地・農業用施設の災害復旧に係る査定及び復旧工事の設計書作成等の支援。(延べ各地方農政局職員117人月(2011年5月末現在))
- ・農地の被害状況に応じ、ヘドロ除去、農地復旧、除塩等を実施し、概ね3年内の着実な復旧を目指す。



生産施設の復旧・復興

- ・東日本大震災農業生産対策交付金の円滑な実施を通じて、農業生産施設や営農用資機材などに損害を被った地域における農業生産の復興を支援。

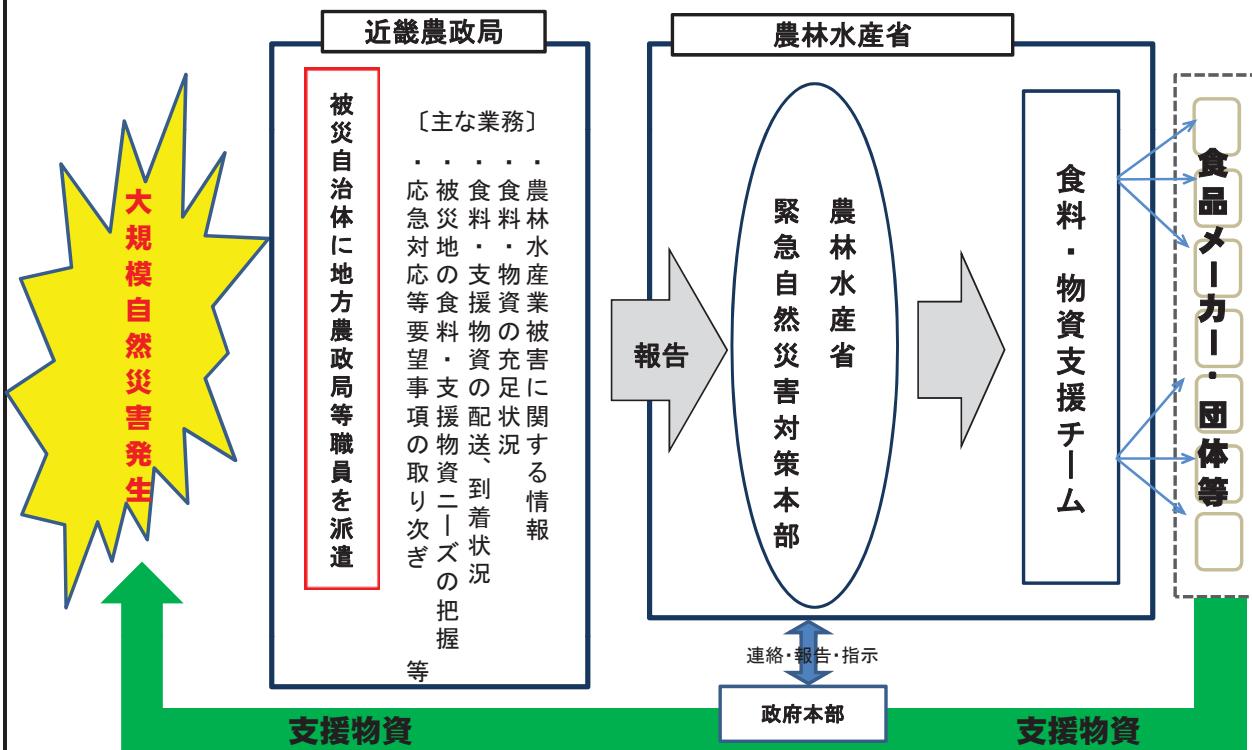


組織名 農林水産省 近畿農政局

防災に関する取組など

I 被災自治体への職員派遣

震災時等の大規模自然災害発生時には、近畿農政局及び管内地域センターから被災地に職員を派遣し、被害に関する情報収集、被災地の食料・物資の充足状況に関する情報を収集します。収集された情報は、農林水産省緊急自然災害対策本部(食料・物資支援チーム)に伝達され、必要な場合には、被災自治体への食料等の調達・供給に係る支援を行います。



II 被災農業施設への職員派遣

大規模自然災害発生時には、近畿農政局等から被災自治体に職員を派遣し、情報収集を行います。収集された情報に基づき、農林水産省農振興局等にて調査計画を決定の上、職員を現地に派遣し、災害応急対策(二次災害の防止)、災害復旧計画の策定のための技術支援が行われます。

